平成２３年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市字錦岡491番地の93
破産者　工藤　泰志
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３２７号
東京都板橋区熊野町45番13―101号
破産者　花島　昌俊
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
愛知県半田市成岩本町１丁目131番地の８
破産者　梁川喜一郎
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２６号
愛知県北名古屋市鹿田院田前20番地
破産者　加藤　治雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５９号
名古屋市緑区左京山2310番地の１　メゾン左京山103号
破産者　鶴　一二三
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４４７号
大阪市鶴見区諸口２丁目10―28、開始決定時の住所大阪市鶴見区諸口１丁目２番17号
破産者　高木　美幸
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８６号
大阪市生野区小路東６丁目５番22号
破産者　中山　保子（旧姓樋渡）
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５８号
大阪府寝屋川市御幸東町17番１号
破産者　上口　英行
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７９号
神戸市北区道場町生野1172番地の610、開始決定時の住所大阪市鶴見区浜３丁目５番19号
破産者　南西　利彦
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７２号
大阪市住吉区我孫子西１丁目10番１―601号
破産者　中谷　勝雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２７号
大阪府八尾市山本町南４丁目３番18号　山本マンション104号
破産者　山本　幸二
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１２号
大阪府枚方市東香里元町16番９号
破産者　シー・アイ・シー・デンタルラボこと　鎌田　弘幸
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５８号
大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
破産者　野岸　　優
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５８号
堺市西区鳳南町３丁246番地22
破産者　朝田　桃代
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
兵庫県伊丹市西台３丁目１番15―301号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市森本１丁目143番地
破産者　佐藤　俊也
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３０７号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―301号、前住所兵庫県宝塚市御殿山４丁目26番18号
破産者　箱田　安博
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８２２号
兵庫県西宮市甲子園七番町13番22―102号、開始決定時の住所兵庫県西宮市御茶家所町２番33号
破産者　河口　博昭
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３１号
兵庫県尼崎市額田町18番７―303号
破産者　田代　保生
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係